

議案第15号

琴浦町印鑑条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町印鑑条例の一部を改正する条例

琴浦町印鑑条例(平成16年琴浦町条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、<u>印鑑の登録を受けることができない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の者が、住民票の備考欄に<u>記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。))が</u>されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので<u>表されている</u>印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず次に掲げる者については、<u>印鑑の登録を行わない。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の者が、住民票の備考欄に<u>記録</u>されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので<u>表している</u>印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>

(印鑑登録原票)

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録する。

(1)及び(2) 略

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4)～(6) 略

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2 略

(登録の抹消等)

第12条 略

2 町長は、印鑑の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を

(印鑑登録原票)

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録する。

(1)及び(2) 略

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(4)～(6) 略

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名標記又はその一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名標記

2 略

(登録の抹消等)

第12条 略

2 町長は、印鑑の登録を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名標記を含む。)を変更したとき(登録されてい

変更する必要がある場合を除く。)

(2)～(5) 略

3 略

る印影を変更する必要がある場合を除く。)

(2)～(5) 略

3 略

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。